

「ブリリアントクラブ会員規約」新旧対照表

(改定した主な条項のみ表示しており、下線部分が改定箇所です。)

旧	新
<p>第3条（入会）</p> <p>1. 当社は、入会判定時または追加入会判定時において次の各号の基準のいずれかを充足するお客さまを、会員として認定します。なお、お客さまは、本会員制度への入会申し込みを要しません。</p> <p>(1)省略</p> <p>(2)省略</p> <p>(3) 預金の元本残高、eダイレクト金銭信託の元本残高、かんたん相続信託の元本残高、およびお客さまが当社に開設した投資信託口座にて保有している投資信託の時価評価額の合計額が3,000万円以上であり、かつ預金の元本残高が300万円以上であること。</p>	<p>第3条（入会）</p> <p>1. 当社は、入会判定時または追加入会判定時において次の各号の基準のいずれかを充足するお客さまを、会員として認定します。なお、お客さまは、本会員制度への入会申し込みを要しません。</p> <p>(1)省略</p> <p>(2)省略</p> <p>(3) 預金の元本残高、eダイレクト金銭信託の元本残高、かんたん相続信託の元本残高、およびお客さまが当社に開設した投資信託口座にて保有している投資信託の時価評価額の合計額が3,000万円以上であり、かつ<u>預金の元本残高が800万円以上であること。</u></p>